

「防犯カメラに関するアンケート」結果報告

三重県警察では、今後の防犯カメラの設置に関する方向性等を検討するため、防犯カメラに関する意識調査を実施しました。アンケートに御協力いただきましたe-モニターの皆様には、厚く御礼を申し上げますとともに、その結果について下記のとおり取りまとめましたので、御報告いたします。

1 実施期間

平成30年12月14日（金）から平成30年12月28日（金）までの間

2 アンケート対象者数

1,145名

3 回答者数

759名（回答率 66.3%）

4 回答者属性

【性別】

性別	回答者数	割合
男性	529人	69.7%
女性	230人	30.3%

【年代別】

年代	回答者数	割合
10代	2人	0.2%
20代	44人	5.8%
30代	152人	20.0%
40代	219人	28.9%
50代	169人	22.3%
60代	135人	17.8%
70代以上	38人	5.0%

5 アンケート結果

Q1 県内の治安について

あなたは、県内の治安について、どう思いますか。

項目	回答者数	割合
良いと思う	76人	10.0%
どちらかといえば良いと思う	459人	60.5%
どちらともいえない	167人	22.0%
どちらかといえば悪いと思う	43人	5.7%
悪いと思う	14人	1.8%

Q2 防犯カメラについて

あなたは、治安を良くするために、防犯カメラは有効だと思いますか。

項目	回答者数	割合
有効だと思う	493人	65.0%
どちらかといえば有効だと思う	229人	30.2%
どちらともいえない	29人	3.8%
どちらかといえば有効でないと思う	6人	0.8%
有効でないと思う	2人	0.2%

Q3 防犯カメラの効果について（複数回答可）

あなたは、防犯カメラにはどのような効果があると思いますか。あてはまるものをすべて選んでください。

項目	回答者数	割合
犯罪を未然に防ぐ	542人	71.4%
安心感が得られる	330人	43.5%
犯罪解決に役立つ	683人	90.0%
地域の防犯意識が高まる	339人	44.7%
効果はない	3人	0.4%
その他	9人	1.2%

Q 4 防犯カメラの設置について

あなたは、防犯カメラが設置されることで、「監視されている」、「プライバシーが侵害されている」と感じますか。

項目	回答者数	割合
感じる	70 人	9.2%
少し感じる	252 人	33.2%
どちらともいえない	127 人	16.7%
あまり感じない	227 人	29.9%
感じない	83 人	11.0%

Q 5 防犯カメラの設置主体について

あなたは、防犯カメラの設置主体として望ましいと思うものはどれですか。

項目	回答者数	割合
県・市町が設置・管理する	168 人	22.1%
警察が設置・管理する	280 人	36.9%
自治会・商店街等が設置・管理する	17 人	2.2%
県・市町、警察、自治会・商店街等を併用する	291 人	38.4%
設置する必要はない	3 人	0.4%

Q 6 防犯カメラの設置場所について（複数回答可）

あなたは、どのような場所に防犯カメラを設置した方がよいと思いますか。あてはまるものをすべて選んでください。

項目	回答者数	割合
繁華街	620 人	81.7%
公園	503 人	66.3%
通学路	655 人	86.3%
駐車場・駐輪場	571 人	75.2%
設置する必要はない	6 人	0.8%
その他	58 人	7.6%

【その他回答（抜粋）】

- ・ 駅
- ・ 交差点
- ・ 団地、住宅地及びその出入口
- ・ 人通りが少なく危険な場所

Q 7 防犯カメラの設置希望について

あなたは、お住まいの地域に防犯カメラを設置したい（してほしい）と思いますか。

項目	回答者数	割合
思う	316 人	41.6%
どちらかといえば思う	289 人	38.1%
どちらともいえない	106 人	14.0%
どちらかといえば思わない	31 人	4.1%
思わない	17 人	2.2%

Q 8 防犯カメラの設置促進について（複数回答可）

あなたは、防犯カメラの設置を促進するためには、どのような支援が必要と思いますか。あてはまるものをすべて選んでください。

項目	回答者数	割合
設置費用の補助	596 人	78.5%
維持管理費用の補助	568 人	74.8%
犯罪発生状況等の情報提供	335 人	44.1%
設置場所、設置方法の助言	305 人	40.2%
支援は必要ない	19 人	2.5%
その他	10 人	1.3%

【その他回答（抜粋）】

- ・ 市町が設置して県及び国が補助金を出す
- ・ 住民に対する防犯カメラの必要性の説明会

Q9 防犯カメラに対する意見等について（自由回答）

防犯カメラに対するご意見等について、ご自由にご記入ください。

【防犯カメラに対する意見（抜粋）】

1 設置促進に関する意見

- 犯罪抑止及び解決に多大な効果があると思うので、プライバシー侵害等のデメリットは感じない。積極的に設置した方が良いと思う。
- 最近では防犯カメラで解決した事件もある。未然に事件を防ぐ効果もあるので、なるべく多く設置すると良いと思う。

2 設置効果に関する意見

- 悪用されればプライバシーの侵害という事態も考えられるが、運用規則等により一定の制限を設ければ防げる。先日の渋谷でのハロウィン事件に代表されるように、犯罪捜査においてとても有効であり、また、至るところにカメラがあることで、犯罪の抑止効果が得られる。
- 何か事件があつてからでは遅いと思う。悲惨な事件が行われる前に防犯の対処が未然に犯罪を防ぐものだと思う。ただ経費もかかると思うので、県民も負担にならないくらいであれば負担するのは義務だと思う。

3 設置場所に関する意見

- 防犯のためにも、通学路や公園にはつけてほしい。
- 犯罪抑止、犯罪解決に役立つと思うので、人通りの少ない場所でも設置してほしい。

4 設置方法に関する意見

- 防犯カメラの設置効果を最大限に発揮できるように、十分な事前検討・準備（設置場所・台数等）を行い、進めてほしい。
- 防犯カメラの設置は設置目的を明確にして、設置場所・方向や撮影範囲などを警察等に相談して設置すべきである。

5 プライバシー、データ管理に関する意見

- 防犯効果は期待できると思うがプライバシーについても配慮する必要がある。設置する場合は、地域の住民の意見を十分取り入れ、設置場所については地域住民に周知する必要があると思う。
- 適切に管理されれば非常に有効なものだと思うので、設置主体による情報漏洩や目的外利用等にも十分な対策を講じた上で、設置運用してほしい。

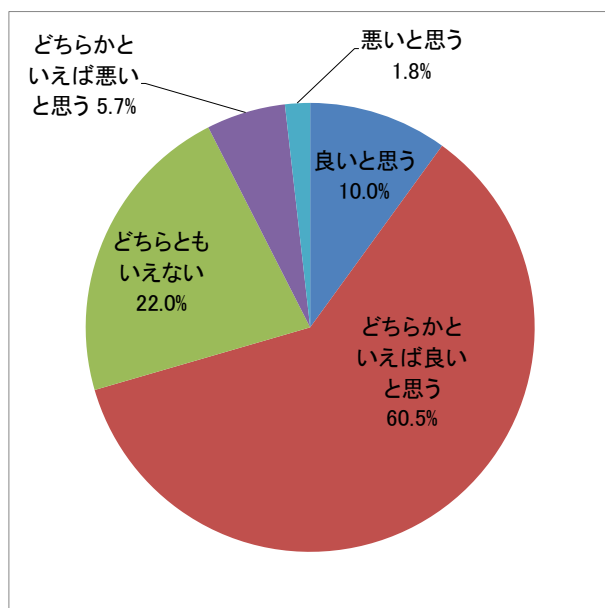
6 その他の意見

- 防犯カメラの活用事例を定期的に周知してほしい。
- 設置ありきではなく、設置しなくても安心して暮らせる地域にしていくことに支援があるとよいと思う。

【参考】

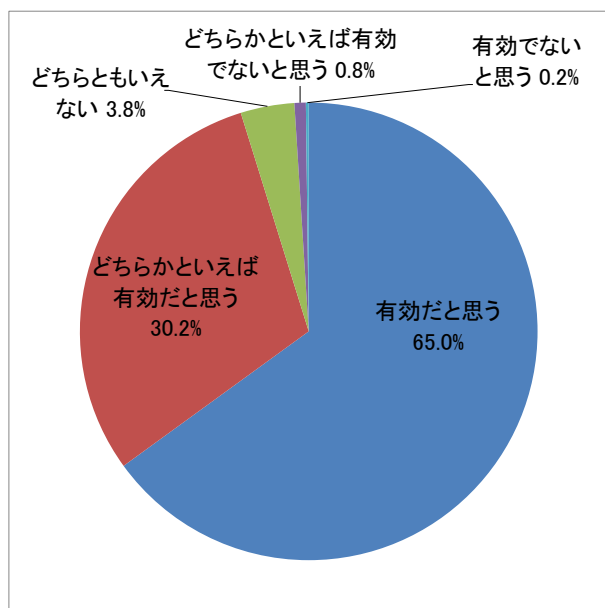
Q 1 県内の治安について

あなたは、県内の治安について、どう思いますか。



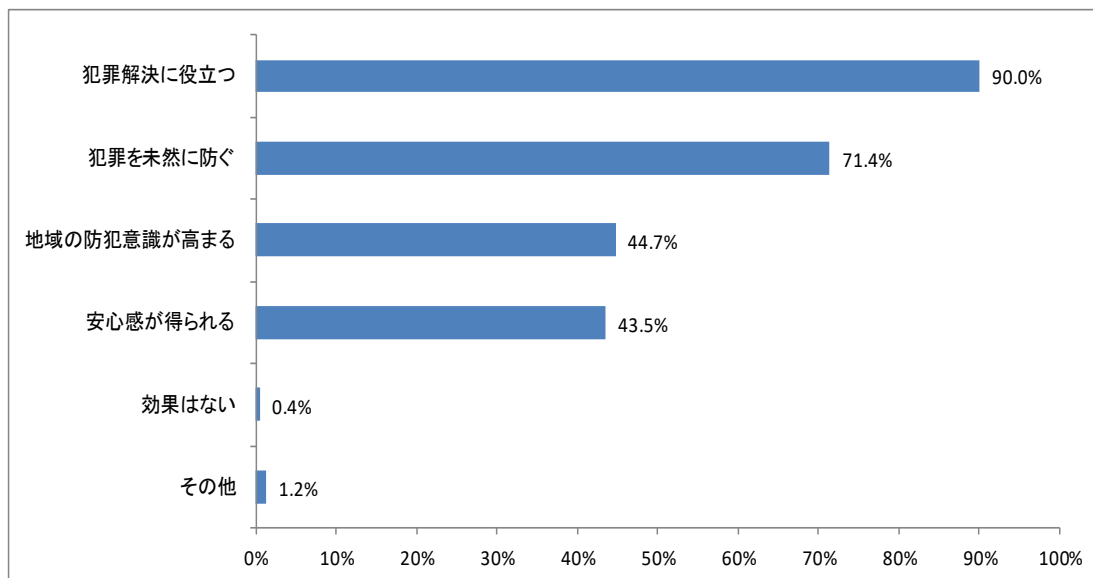
Q 2 防犯カメラについて

あなたは、治安を良くするために、防犯カメラは有効だと思いますか。



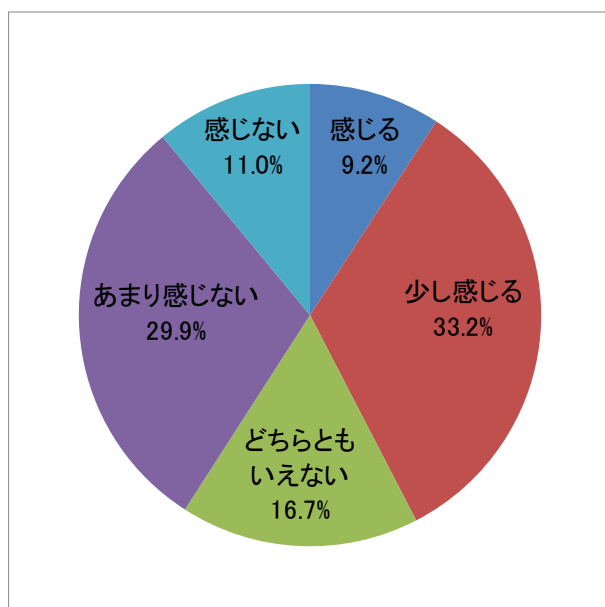
Q 3 防犯カメラの効果について

あなたは、防犯カメラにはどのような効果があると思いますか。あてはまるものをすべて選んでください。



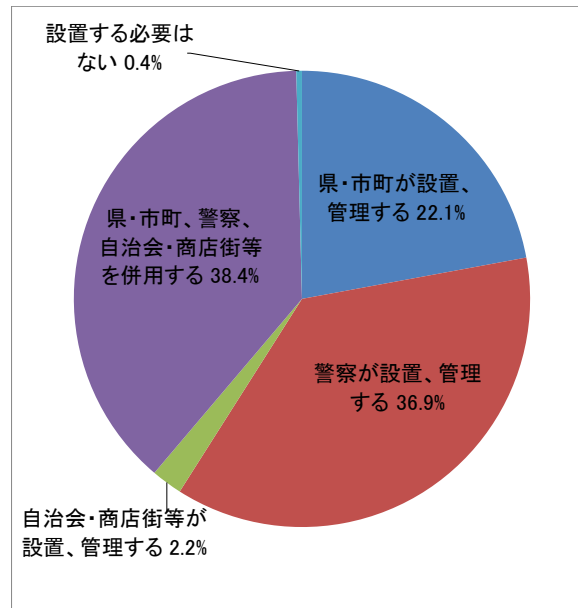
Q 4 防犯カメラの設置について

あなたは、防犯カメラが設置されることで、「監視されている」、「プライバシーが侵害される」と感じますか。



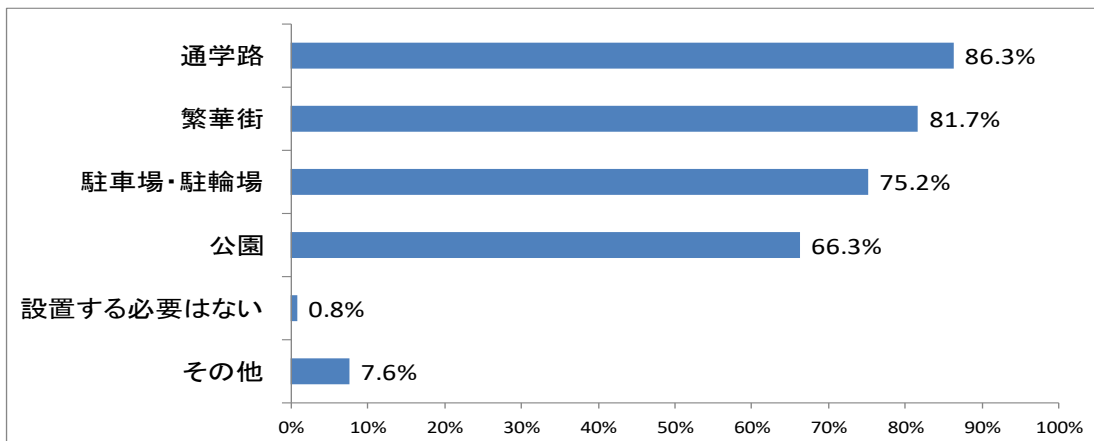
Q 5 防犯カメラの設置主体について

あなたは、防犯カメラの設置主体として望ましいと思うものはどれですか。



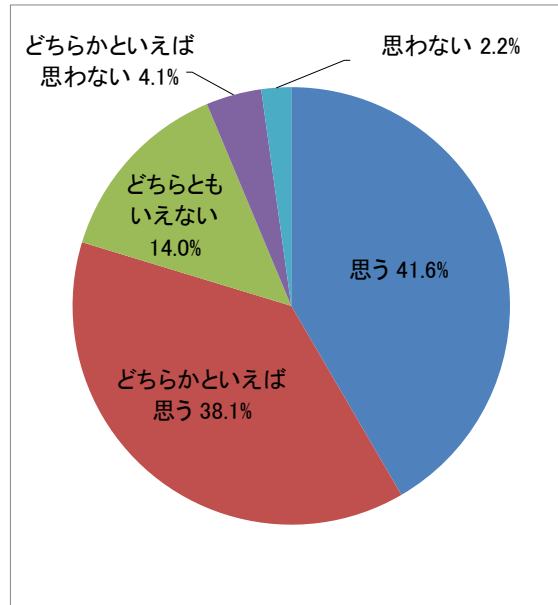
Q 6 防犯カメラの設置場所について

あなたは、どのような場所に防犯カメラを設置した方がよいと思いますか。
あてはまるものをすべて選んでください。



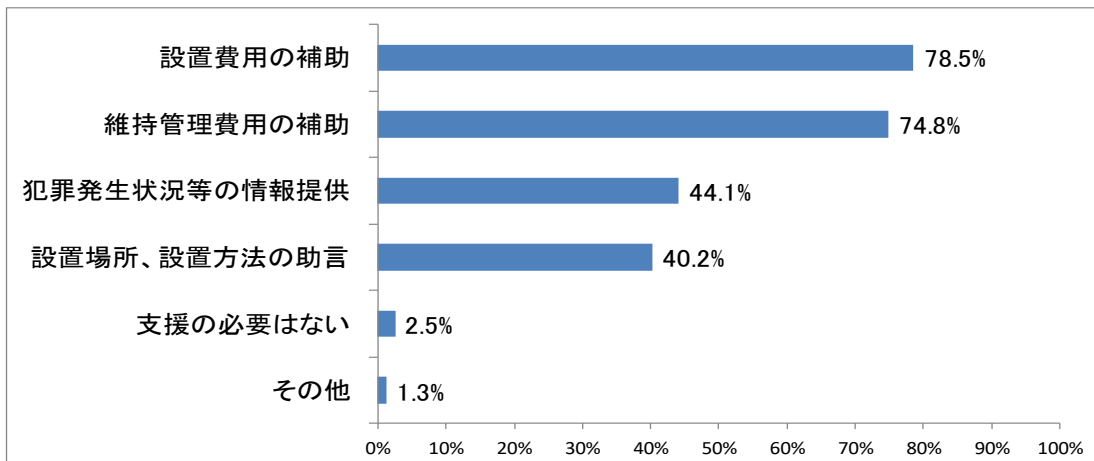
Q7 防犯カメラの設置希望について

あなたは、お住まいの地域に防犯カメラを設置したい（してほしい）と思いますか。



Q8 防犯カメラの設置促進について

あなたは、防犯カメラの設置を促進するためには、どのような支援が必要と思いますか。



「県税の広報及び認知度等に関するアンケート」の実施結果報告

この度は、「県税の広報及び認知度等に関するアンケート」にご協力いただき、ありがとうございました。

アンケート結果を下記のとおり報告いたします。また、この結果につきましては、今後の県税の広報業務等の参考とさせていただきます。

アンケート概要

1 アンケート実施期間

平成 30 年 12 月 14 日（金）から平成 30 年 12 月 28 日（金）まで

2 回答率等

対象者数 1145 人

回答者 759 人

回答率 66%

3 回答者の属性

年代別

	10代	20代	30代	40代	50代	60代	70代以上
人数	2人	44人	152人	219人	169人	135人	38人
割合	0.26%	5.80%	20.03%	28.85%	22.27%	17.79%	5.01%

地域別

	北勢	中勢	伊勢志摩	伊賀	東紀州
人数	384人	202人	85人	65人	20人
割合	50.59%	26.61%	11.20%	8.56%	2.64%

※北勢：四日市市、桑名市、鈴鹿市、亀山市、いなべ市、桑名郡、員弁郡、三重郡

中勢：津市、松阪市、多気郡 伊勢志摩：伊勢市、鳥羽市、志摩市、度会郡

伊賀：名張市、伊賀市 東紀州：尾鷲市、熊野市、北牟婁郡、南牟婁郡

※割合は小数点第二位を四捨五入

自動車税の納期に関する情報源について

Q10 平成 30 年度の自動車税の納期限は 5 月 31 日（木）でした。あなたは、この情報を何で知りましたか？あてはまるものをすべて選んでください。

① 県政だよりみえ（紙版・データ放送版）	115 人	15.2%
② 県のホームページ	21 人	2.8%
③ ポスター	23 人	3.0%
④ ラジオ	22 人	2.9%
⑤ 新聞	19 人	2.5%
⑥ 納税通知書	618 人	81.4%
⑦ その他	25 人	3.3%
⑧ 知らない	70 人	9.2%

【分析】

自動車税の納期に関する情報源について、「納税通知書」が 81.4%と最も高いという結果でした。その他、「県政だよりみえ（紙版・データ放送版）」から情報を受け取られている方の割合も高いことがわかりました。

その他のご意見として、納期限は例年決まっているため把握しているのご意見もいただきました。

今後も多様な広報活動を実施し、広く自動車税の納期内納付の周知を図って参ります。

自動車税の納付について（1）

Q11 平成 26 年度から自動車税がクレジットカードで納税できるようになりましたが、ご存じですか？

（クレジットカードでの納付についてはこちらをご覧ください。）

<http://www.pref.mie.lg.jp/ZEIMU/HP/82619017951.htm>

① 知っている	396 人	52.2%
② 知らない	363 人	47.8%

【分析】

自動車税をクレジットカードで納付できることをご存じの方の割合は 52.2%となり、昨年度の 51.1%から微増しました。

クレジットカード納税の導入から 5 年が経過し、納税手段としての認知が広がってきたものと考えられますが、引き続きいろいろな方法で広報し、さらなる周知を進めていきます。

自動車税の納付について (2)

Q12 平成 28 年度から自動車税が一部のショッピングセンターやスーパーマーケット(「MMK 端末設置店」といいます) で納税できるようになりましたが、ご存じですか？
(MMK 端末設置店での納付についてはこちらをご覧ください。)

<http://www.pref.mie.lg.jp/ZEIMU/HP/16328017873.htm>

① 知っている	265 人	34.9%
② 知らない	494 人	65.1%

【分析】

MMK 端末設置店 (一部スーパーマーケット等) での自動車税納付についてご存じの方の割合は、昨年度の 29.4%から 34.9%に増加しました。MMK 端末設置店での納付は平成 28 年度から導入した新たな納税手段であり、お買い物などの際に自動車税が納税でき、大変便利です。今後も認知度向上に努めてまいります。

Q13 自動車税はクレジットカードや MMK 端末設置店のほか、コンビニエンスストアやペイジー (電子納税) などでも納税できます。あなたは、自動車税を納付するにあたって、どの方法を利用したいですか？あてはまるものをすべて選んでください。

① コンビニエンスストア	492 人	64.8%
② MMK 設置店 (スーパーマーケットやドラッグストア等)	91 人	12.0%
③ クレジットカード (インターネット)	240 人	31.6%
④ ペイジー (電子納税) (インターネットバンキング)	56 人	7.4%
⑤ 口座振替	171 人	22.5%
⑥ 銀行等金融機関	218 人	28.7%
⑦ その他	2 人	0.3%
⑧ 自動車を持っていないなど納税の必要がない	25 人	3.3%

【分析】

自動車税の納付にコンビニエンスストアを利用したいとお答えの方の割合が 64.8%と最も大きい結果となりました。

昨年度より利用率の増加した方法は、②MMK 設置店 (昨年度 10.4%)、③クレジットカード (昨年度 29.9%)、④ペイジー (昨年度 4.8%)、⑤口座振替 (昨年度 18.8%) でした。

なお、MMK 端末設置店での納付について、導入前にあたる平成 27 年度のアンケートでは、スーパーマーケット等で自動車税が納税できるなら利用したいとお答えいただいた方が 66.9%いらっしゃいましたが、この割合に届きませんでした。

今後も納付方法について知っていただけるよう、広報誌や県ウェブサイト等、さまざまな方法で広報していきたいと考えます。

自動車税の納税証明書について

Q14 車検の際、自動車税の納税確認が電子化されたため納税証明書の提示が省略できるようになりましたがご存じですか？

① 知っている	261 人	34.4%
② 知らない	498 人	65.6%

【分析】

自動車税の納税確認が電子化されて納税証明書の提示が省略できることを知っている方の割合は 34.4%と、昨年の 26.4%から増加しました。

なお、軽自動車税では対象外となることなども踏まえ、県民の皆さんへさらなる周知をおこなっていきます。

納税について (1)

Q15 税金には、納期限があり、納期限までに納めなければなりません。

納期限までに納付いただく「納期内納付」を推進するために、県の取組として何が重要だと思いますか？あてはまるものをすべて選んでください。

① コンビニ納付や電子納税など納税しやすい環境づくり	556 人	73.3%
② 納期限のお知らせなど納期内納付の広報	345 人	45.5%
③ 将来の納税者となる児童・生徒・学生などに対する租税教育	173 人	22.8%
④ 税のしくみや納付方法の問い合わせなどの県税事務所の相談窓口	80 人	10.5%
⑤ 滞納処分など滞納者に対する厳しい対応	294 人	38.7%
⑥ その他	41 人	5.4%

【分析】

納期限までに納付いただく納期内納付を推進するために、県の取り組みとして何が重要だとかお尋ねしたところ、「コンビニ納付や電子納税など納税しやすい環境づくり」が 73.3%と最も高い結果になりました。

次いで「納期限のお知らせなど納期内納付の広報」が 45.5%、「滞納処分など滞納者に対する厳しい対応」38.7%となりました。

また、「⑥その他」では、以下のご回答をいただきました。(一部抜粋)

- ・税金の使い道を明確にする。
- ・クレジットカード払いの際の手数料の減額化
- ・まずは納付書にもっと目立つように色や大きさを工夫して納期限を記載する
- ・通知書をもっと早い時期に送って欲しい
- ・納得して払いやすい額であること
- ・脱税の取り締まり
- ・郵便物で期限を知らせてくれるのが一番分かり易い。
- ・より期限がわかりやすい通達
- ・滞納者の事情に合ったフォロー
- ・車検や車購入時に先に納めるような仕組み

昨年のアンケートでも同様の傾向の回答をいただいていることから、今後も引き続き、納期内納付推進キャンペーン等の広報や納税しやすい環境づくりに努めてまいります。また、納付意志を示さない滞納者に対しては徹底した滞納処分を行い、滞納額縮減に取り組んでいきます。

納税について (2)

Q16 納税する資力があるのに納付しようとしなない滞納者に対して、県は差押え等の滞納処分など厳しい対応で臨んでいることをご存じですか？

① 知っている	407 人	53.6%
② 知らない	352 人	46.4%

【分析】

納税の意志を示さない滞納者に対して、県は差押え等の滞納処分など、厳しい対応で臨んでいることをご存じかどうか伺いました。「知っている」とお答えになった方は 53.6% という結果となりました。

滞納者には、催告状等を重ねて送付することで、自主的に納付していただくことをお願いしていますが、それでも納付意思のない滞納者に対し、預貯金・給与・売掛金・生命保険等の債権や自動車・不動産等の差押えを行います。

「税は納期限内に納めるもの」、「滞納は社会のルール違反」という考えのもと、納める資力がありながら納めない滞納者に対しては、納期限内にきちんと納付した人との公平性を保つため、今後も引き続き厳正な対応をしてまいります。

(参考) 平成 29 年度 差押執行件数 5507 件

県税へのご意見について

Q17 最後に、県税や県税事務所に関するご意見をお聞かせください。(自由記載)

【分析】

県税や県税事務所に関するご意見を伺いました。以下、一部抜粋です。

- ・税の公平性については、もっと考えてほしいなあと感じることがあります。
- ・きちんと納めている人に失礼なので、滞納者には厳しく対処してよいと思います。
- ・滞納が発生するのは、税の使われ方に不満があることも要因なのでしょう。もう少し税が何に使われているのか、あるいは設備や資産に税が使われているものと言った表示を積極的に行えば納得するかもしれません。
- ・コンビニ等でも支払いができるようになってとても便利になったと感じる。
- ・税金は「取られるもの」ではなく、「生活していく上での義務」で、あることの意識づけが大事。
- ・クレジットカード払いの際の手数料が懸念
- ・滞納者に厳しくするのは当然だと思うけど、多少臨機応変な対応も望みます。言って

も仕方ないが、使われ方に不満が募る。

- ・滞納の常習者が放置されていたり長年にわたり滞納してるニュースなどを見た時はきちんと納税することがばかばかしくなる時があります。
- ・納税義務の重要性のPRは勿論の事、納税能力を有しているにも関わらず未納ないし延滞常習者にたいして、公共施設の利用禁止・未納広告等もっと厳しい条例を作成して一層対処すべきである。
- ・国民が納得出来る税金の取り方をして欲しい。
- ・県税が増えるように、三重県への企業誘致、それに伴う人口増等の取り組みを積極的に行う必要がある。このままだと三重県の税収はどんどん目減りし、県民の暮らしに大きな影響がでてくることは間違いない。早急に取り組むをお願いしたい。
- ・支払いやすくするために電子マネーやネットバンクからの振込み、カード決済等、支払いやすくするためのソフト対策が必要である。
- ・インターネットによる納税の簡略化は必須だと思います。
- ・納税者にとっては法律やルールで決まっているから、ではなくもっと論理的で納得できる内容の税金を、さらに払いやすい環境（電子化など）があれば、同じ納税でも満足感を持って出来るのではないのでしょうか。”
- ・Q14の自動車税の納税確認が電子化されたが、軽自動車税は違うなど違いを広報してほしい。
- ・少子化をなくすためには大事かもしれないが母子家庭は手厚く保護されているが単身者には厳しい税制度。堅実に考えている人のほうが結婚できない子供を持たない世の中。
- ・車両を所有している者は、納付書が届くことは認知しているが、通知が届いてから納付期限までの日数が非常に短い。
- ・最近ふるさと納税が流行りですが何故、故郷でもない所に納税している人たちがいるのか理解出来ません。納税の意味を良く説明した方が良いと思います。自分の住んでいる町の税政が苦しいのに何故私利私欲の為にふるさと納税して自分の自治体からサービスを受けているのか？何だか疑問を感じます。
- ・自動車税の納付書は、ゴールデンウィーク明けに届くことが多い気がします。銀行でしか振り込めなかった頃ならわかりますが、コンビニなどいつでも支払えるようになったのに、お金を使った期間の後で届くのは如何なものかと。通知の送付時期を一度ご検討いただければ幸いです。

税の制度だけでなく、納税環境の整備、適切な税の使い途や広報活動まで、幅広い貴重なご意見をいただくことができました。

皆さまからいただいたご意見につきましては、今後の税務行政運営に活かして参ります。多くの貴重なご意見をいただき、誠にありがとうございました。